

平成27年第4回  
河内町議会定例会会議録 第2号

平成27年12月4日 午前10時00分開議

1. 出席議員 11名

1番	雑賀	茂君	3番	服部	隆君
4番	篠田	英一君	5番	野澤	良治君
6番	青野	正君	7番	星野	初英君
8番	牧山	龍雄君	9番	福智	正之君
10番	廣瀬	裕君	11番	大野	佳美君
12番	宮本	秀樹君			

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
総務課	長	羽田	健二君
企画財務課	長	藤井	俊一君
都市整備課	長	吉田	茂久君
秘書広聴課	長	石山	正光君
水道課	長	椿	法男君
経済課	長	諏訪	洋一君
教育	長	大野	繁君
教育委員会事務局	長	萩原	治夫君
町民課	長	林	博行君
福祉課	長	大槻	正己君
出納室	長	石山	和雄君
子育て支援課	長	秋山	豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 岩橋 弘

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

平成27年12月4日（金曜日）

午前10時00分開議

#### 議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程3. 議案第2号 河内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程4. 議案第3号 河内町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第4号 河内町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第5号 河内町税条例等の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第6号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第6号）
- 日程8. 議案第7号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程9. 議案第8号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程10. 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願について
- 日程11. 委員会提出議案第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出について
- 日程12. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程13. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号
- 日程3. 議案第2号
- 日程4. 議案第3号
- 日程5. 議案第4号
- 日程6. 議案第5号
- 日程7. 議案第6号
- 日程8. 議案第7号

- 日程 9. 議案第 8 号  
日程 10. 請願第 1 号  
日程 11. 委員会提出議案第 1 号  
日程 12. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件  
日程 13. 常任委員会の閉会中の事務調査の件
- 

午前 10 時 00 分開議

○議長（篠田英一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで浜野政治氏の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

---

○議長（篠田英一君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

- 1、自転車の交通マナーについて、予防接種については、星野初英君からの質問です。
- 2、直販センターについては、牧山龍雄君からの質問です。
- 3、行財政改革の取り組みについては、青野 正君からの質問です。
- 4、N A A の交付金については、服部 隆君からの質問です。
- 5、学校の跡地利用については、福智正之君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔7 番星野初英君登壇〕

○7 番（星野初英君） おはようございます。7 番星野初英です。

早朝より傍聴にお越しの方、本当に心より感謝申し上げます。今期最後の一般質問となりました。今回は 2 点についてお伺いいたします。

初めに、自転車交通マナーについてお伺いいたします。

信号無視や携帯電話を利用しながら等の危険な行為を繰り返す自転車運転者に、講習受講を義務づける改正道路交通法がことし 6 月に施行されました。これを契機に、我が町においても社会全体で自転車マナーの向上を進めていけましたらと考え、質問いたします。

次に、昨日から化血研の不正が報道されておりますが、これはあってはならないことと思っておりますが、予防接種についてお伺いいたします。

私たちの子育てををしていたころと違って、今はより多くの予防接種をしております。子供の少ない当町なので、少しでも若い世代の人たちの負担を減らしてあげて、子育てのしやすい状況を整えて定住していただけるように思い、質問させていただきます。

詳しくは自席にて質問を行いますので、担当課長、町長、答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 初めに、町民に対する改正道路交通法に係る取り組みについてお伺いいたします。

この講習の対象者となるのは、3年以内に2回以上改正法が定める危険行為で摘発された14歳以上の運転者となっています。これまでは、危険行為をしても警察による注意のみで済まされることも多かったのですが、講習の義務づけにより、自転車運転者の安全意識も高まるのではないかと期待されますが、ここ最近、自転車運転で気がかりなのが死亡事故の増加です。

昨年の自転車事故数は10年前に比べて4割ほど減っていますが、自転車と歩行者、自転車同士など死亡事故は6割もふえています。免許も要らずに気軽に乗れるのが自転車の利点ですが、一方で危険な事故と隣り合わせであることを忘れてはなりません。

改正道路交通法が危険行為と規定する14項目は、信号無視のほか酒酔い運転、歩道での歩行者妨害などがあります。傘を差して運転したり、携帯電話を操作し、イヤホンで音楽を聞きながら自転車を運転し事故を起こした場合も対象になることがあります。このような行為は河内町では余り見受けられないでしょうが、龍ヶ崎市や成田市方面、またほかの市町村へ高校生とか自転車で行っている方もおりますので、警察や自治体は制度の周知を徹底する必要があります。

急な飛び出しや狭い道でのすれ違い、物すごいスピードで通り過ぎる自転車に、高齢者や幼児は怖い思いをしている人もいると思います。また、実際に歩行者と自転車が衝突しけがを負わせながら、そのまま走り去ってしまうケース等もあるそうです。

最近では、このような事態に対し高額な損害賠償請求訴訟が起こされることもあります。ことし龍ヶ崎市において、自転車に乗っていた高齢者の方が軽自動車と接触して亡くなられたとお聞きいたしました。事故はほんの一瞬の油断で起きます。人生を狂わせる場合もあります。安全第一を徹底し、被害者も加害者もつukらない取り組みを進めるためにお伺いいたします。

町民に対して、改正道路交通法について、どのような取り組みをされましたでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） それでは、星野議員の質問にお答えします。

星野議員のお話にありましたように、道路交通法の改正がありまして、本年6月1日から自転車のルール改正がありました。背景としては、社会問題にもなっている自転車の交通違反による事故多発があり、自転車運転中に危険なルール違反、信号無視や酒酔い運転、スマートフォンを見ながら運転する安全運転義務違反などを繰り返すと、自転車運転講習

を受けるようになりました。

以上のような改正につきまして、町としては広報紙などで特別に周知などは、現在のところ行っておりません。

ただし町では、交通安全協会河内支部や交通安全母の会の協力などで交通安全対策に力を注いでおり、先月11月7日をもちまして交通死亡事故ゼロ連続1,000日ということで、県から特別表彰を受けたり、また、10月に行われた県の交通安全高齢者自転車競技大会に、龍ヶ崎地区代表として河内町のチームが出場し、龍ヶ崎地区として初めて優勝いたしました。

このように町としての成果がありますが、今回の改正は、ふえ続ける自転車事故の対策ということでもあります。

一方で、星野議員がおっしゃるように、今まで一般的に交通事故の場合、自転車の運転者は被害者と思われがちでありましたけれども、ルール違反や不注意により、逆に自転車が加害者となり多額の損害賠償を請求される事例も増加傾向にあります。また、特に運転者が子供の場合は、親に請求されることにもなります。

このようなことも踏まえ、今後は自転車運転のマナーや大人の方へのヘルメット着用及び任意保険加入推進など、町の広報紙や高齢者の催し、行事などで周知するなど、啓発活動に取り組んでいきたいと思えます。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 羽田総務課長、ありがとうございました。河内町で自転車の優勝をしたということは、本当に素晴らしいことだと思います。

我が町だけでなく、自転車ではほかの市町村に行くことも、大人になると、また高校生とかが多いと思えますけれども、本当に今、羽田総務課長がおっしゃったように、事故が起こってからでは遅いので、わかりやすい周知をよろしくお願い申し上げます。

次に、14歳以上がこの改正法に定める運転者となっていますが、14歳になるまでの過程が大事だと思います。小学生、中学生の教育現場での自転車マナーや改正道路交通法についてはどのような説明と取り組みをされているのか、担当課長、よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） 星野議員の質問にお答えしたいと思います。

学校現場では全児童生徒に対しまして、自転車の交通マナーの授業等を、毎年年度当初の4月から6月になりますけれども、実施してございます。その際には、龍ヶ崎警察署の交通担当課からゲストティーチャーを招きまして、自転車の乗り方、安全点検、そしてヘルメット、たすきの着用についてご指導をいただいているところでございます。特に中学生新一年生につきましては、実際に自転車に乗って実技講習をしていただいているところでございます。

現在、自転車通学をしている児童生徒ですが、金江津小学校で約55名、河内中学校で160名、金江津中学校で70名の児童生徒が現在自転車を利用してございます。

また、万が一事故に遭遇した場合、加害者になることもあり得ることから、この交通安全教室で行っています資料等を保護者にも配付し注意を啓発していくということで、学校にも確認してございます。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。

続きまして、ここ数年、自転車事故の加害者に対し、高額な賠償金の支払いを命じる判決が少なくないです。13年には小学生が自転車で坂を下っている際、はねられた女性が寝たきりになった事故をめぐって、神戸地裁が小学生の母親に約9,500万円の賠償金を命じた例もあります。我が町では保護者に対して自転車保険についての周知をされていますかと、先ほどお聞きしたんですけれども、お答えしてくださいました。今は通学限定の保険に加入しているということでお伺いしていましたけれども、ほとんどが被害者になった場合のみだと考えております。

今は子供が通学以外に、先ほども言ったように、遊びに行くこともあるということも考えて、あってはならないことですが、加害者になってしまう場合の対処もしなければならぬと思います。個人の問題になると思いますので、学校での交通安全教室、先ほどもおっしゃっていましたが、その講習を行ったときなどを利用して、プリントで保護者の方に実例をしっかりと入れて配付をしていただくということで、先ほどチラシを配付していただくということをおっしゃってくださいましたけれども、きちっとこういった実例もありますよということで、そういったことの方法もあると思いますので、今後ぜひとも取り入れていただきたいと思います。ありがとうございます。お答えいただきましたので、次に進みます。

続きまして、先ほどの問題の予防接種についてお伺いいたします。

私が子育てをしていたときにも、計画を立てながら、子供の体調を見ながら予防接種をしておりました。今の乳児は半年で6種類の予防接種を16回も接種するそうです。

そこで、当町で任意の予防接種の補助金を交付しているものをお答えください。

担当課長、よろしくお伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 星野議員の質問にお答えいたします。

町任意の予防接種は二つございます。

一つはおたふく風邪でございます。対象者は1歳から4歳未満で助成額は2,000円です。

もう一つは小児インフルエンザです。対象者は1歳から小学校6年生以下で、助成額は1回1,000円の2回で合計2,000円になります。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。

先ほどの6種類の予防接種の中に、今回の質問のロタウイルスワクチンというものがあります。任意の予防接種ですが、感染率も高いし、脳炎や脳症などの重篤な神経系合併症を起こすこともあるということで、接種するように、病院からはお母さん方には勧められるそうです。それがとても高いそうです。1回当たり1万2,000円から、病院にもよりますけれども、1万5,000円で、2回打たなければならないそうです。これは子育て世代にとっては大きな負担となります。

ロタウイルスワクチンの認識はされていると思いますが、近隣市町村の動向を調べましたら、今現在助成を行っているところは、牛久市、取手市、阿見町、利根町が助成をされています。さらに、潮来市や千葉県八千代市では、地方創生交付金を活用して助成されているとお聞きいたしました。そこでお伺いいたします。

河内町としてロタウイルスワクチンの助成について、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） お答えいたします。

ロタウイルスの助成についてですが、近隣の状況は今、星野議員が言われましたので、そのほかに龍ヶ崎市と稲敷市が来年度から実施をする予定だそうです。各市町村の助成額は1万円から1万5,000円ということで、ばらつきがある状況でございます。

河内町においても来年度からは助成する方向で、助成額については検討中でございます。財政に相談しながら決めていきたいと思っております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） とても前向きな答弁、本当にありがとうございました。

これが実現できますと多くの親御さんが経済的にも助かり、子供も病気で苦しまず健康で元気に育っていきます。そして予防医療にかけたお金は、病気にかかるリスクが少なくなることで、河内町の子供医療費助成事業効果も期待されるのではないのでしょうか。ぜひともよろしく願い申し上げます。

先日、私が带状疱疹で新利根の病院に行っていたときに、子供のインフルエンザの予防接種に来ていたお母さんが、会計のときに、河内町は補助金がないからと言っているのを耳にしました。私は、それはないと思ひまして、すぐに問い合わせをいたしました。やはり今、大槻福祉課長が答えてくださったように、1回につき1,000円、2回2,000円ということでした。他の市町村はその場で引いた金額を支払うのですが、河内町は領収書を持って行って、役場で戻してくれるそうです。

でもそれを知らないお母さんは、そのままになってしまいますので、河内町の方が行きそうな病院の会計の方にも、この領収書を役場に持っていくと補助金が戻りますよということをお願いいたしました。そうしましたところ大槻福祉課長がす

ぐに連絡してくださいまして、本当にありがとうございました。

でもなかなか時間のとれない方は、役場に来なくてそのままにしてしまうお母さんもいると思います。そこで、これは私の要望なのですが、できれば役場に来なくても、高齢者の方の予防接種のように通知を出していただければとても助かるのではないかと思います。いろいろな事情があることはわかりますが、できることならば若い世代の方たちが住みやすいようにできることは工夫をしていただいて、ほかの町でやっていなくても今後我が町では考えていただいて、未来の宝の子供たちが河内町に定住していただけるように努力をしてほしいと思います。この点に対して、すみません、雑賀町長のお考えをお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 星野議員の質問は、非常に大事な部分をいろいろご指摘いただき本当にありがとうございます。

まさしくこれからますます子供に係る経費、お金は実際に多くなってまいります。そういう中でなるべく子育てしやすいような形の支援を、町としてもできる限りしていかなければならないと考えております。

医療機関との具体的な事務的な部分も含めて、なるべくその場で完結できれば一番いいんですね。そういう形も含めて、先ほどのロタウイルスも含めて、河内町が子育てをしやすい町にしていくためにという方法を考えて、なるべく財政的な部分も含めて対応していくようにしてまいりますので、いろいろとまたご指導いただいて、一緒に進めていければと考えております。

よろしいでしょうか。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 急な質問ですみません、ありがとうございました。

これからの対応にご期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（篠田英一君） 次に、牧山龍雄君、登壇願います。

〔8番牧山龍雄君登壇〕

○8番（牧山龍雄君） おはようございます。8番牧山でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

この直販センターについては、今まで何回か質問してまいりましたけれども、今回は建物及び備品の管理ということで、財産とかそういうのについての質問とさせていただきます。そしてまた、この直販センターもできて十五、六年もたちます。そうすると建物の内部の内装とか、そういうのも傷みますので、そのリフォーム関係も担当課長にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

詳細は自席にて行いますので、よろしくお願ひします。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。



○8番（牧山龍雄君） それでは、経済課長にお伺いします。

この直販センターができて十五、六年ですけれども、その間、いろいろ私も質問しましたけれども、財産に関しては初めてだったもので、この直販センターは今現在指定管理者制度で民間の方が運用しております。そこに現場では町の財産と民間の財産が入って混同して一緒に使っている。この使用しているのも民間の方が使用しているということで、町の税金で買った建物とかいろいろな備品がありますよね。そういうのを今まで聞いたこともないし、それがどうなっているのかわからないので、今回、経済課長にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

かわち直販センターは、かわち直販センター設置条例に基づき設置されております。同条例第1条において、農産物及び加工品の販売実績を確保し、農業及び商業の活性化と生産者の経営の安定、生産意欲の向上に資することを目的としております。

現在は、先ほど牧山議員がおっしゃったように、株式会社ふるさとかわちが町から指定管理者として指定されておまして、同社が施設の管理運営を行っております。

かわち直販センターの建物及び主な備品につきましては、町が施設の建設を行った際に整備をしておりますけれども、既に16年がたちますので経年劣化等により施設の修繕や備品の交換等も生じております。

こうした町所有の備品を交換処分した場合は、かわち直販センター財産管理台帳に記録し、管理を行っております。現在、直販センターで使用されております備品等につきましては、ご指摘のように、町所有のものと指定管理者等が購入したものがありますが、町の備品等につきましては、これまでも関係者等と相談しながら、必要に応じて交換や処分等を行ってまいりました。

今後も町の備品等につきましては、関係者等と調整を図りながら、財産管理台帳の整備等を行い、適正な管理に努めてまいります。

町の建物及び備品等の管理については以上でございます。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） どうもありがとうございました。

この管理台帳ですね、ちゃんとつけていると思うのですがけれども、民間ですと在庫という形で1年に1回ずつチェックをしてやっていますけれども、町のほうはそういうのをやっているのかどうかお聞きしたいのと、これが町の財産で、これは指定管理者のほうの財産だという、そういう区分けというのは、見ただけでわかるようになっているのでしょうか。その辺をお願いします。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） ご質問がございましたように、例えば1年に一度等の備品の

管理とか、そういった形の部分について、現在までに十分行われているかと言いますと、十分行われていない状態ではあります。

管理台帳を主として管理しておりましたので、その辺、今ご指摘をいただいた部分も含めて、町の財産であるのと、それ以外の財産であるとの区分等の管理をしっかり行っていきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 管理していくのは大変だと思うのですが、そこら辺をきちんと明確にしておかないと、後で大変な思いをしますと思いますので、老婆心的に話しました。これからそういう管理をやっていただきたいと思います。

そして、先ほどもあったように、16年もたっていますので、内部、またこの間の東日本大震災でも大分クロスが割れたりとか、いろいろな汚れが目立っています。そういうのもこれから考えていかなければならないのかなと思います。生鮮食品とか食べ物を扱っていますので、そこら辺も町としてこれから考えていってはどうなのかなと思いますので、その件についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それではお答えいたします。

かわち直販センターは平成11年に建設されておりまして、既に16年がたっております。これまでも備品等の故障につきまして、また老朽化等による施設の修繕や備品の交換等を指定管理者と協議の上、適時行っておりました。

ご質問の建物内部のリフォーム等につきましては、その実施内容について、必要性や費用負担について検討していくべき課題であると考えております。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 今、指定管理者制度で契約されておるんですけれども、これからは契約の中にそういうのもちゃんと盛り込んでいただけて、きちんと管理をしていただきたいと思います。答弁ありがとうございます。これで終わります。

○議長（篠田英一君） 次に、青野 正君、登壇願います。

〔6番青野 正君登壇〕

○6番（青野 正君） おはようございます。6番青野です。

行財政改革の取り組みについてということで一般質問をさせていただきます。

この行財政改革というものは自治体が続いている限り永遠に続く課題であり、終点のない課題であるかとは思いますが。歴代の首長方も取り組んでいたことであり、町広報紙等にもその都度、記載されておりましたが、雑賀町長が誕生して2年半が過ぎようとしておりますが、この2年半にどのようなことに取り組んできたか。また、今後の取り組みについて、そしてこの改革を取り上げるためにはどのような過程をとっているのか、この3点についてお伺いいたします。

詳細については自席より質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 初めに、この2年半での取り組みについてお伺いします。

このことについては、前にも同じ仲間の議員が質問していることとは思いますが、些細なことでも結構ですのでお話をお願いいたします。

よろしく担当課長、お願いいたします。

○議長（篠田英一君） 石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） 青野議員の質問にお答えいたします。

現町長になってからの取り組み、成果ということですが、行政改革の基本的な目的と言いますのは、行政としての効率化と経費削減、この2点に集約される、この2点が前提としてありまして、今後、特に財政改革につきましては、人口減少社会を迎えまして、どこの自治体についても共通の課題となっていると思います。

そこで取り組みでございますけれども、基本的には平成26年度までの第3次行政改革大綱に続きまして、27年度からの新行政改革大綱に基づいて取り組んでいるところですが、特にこの2年半の主なもの、成果として顕著なものと言いますのは、一つ目といたしましては、OA機器、電算システムの使用料、賃借料などの契約をする際、こういったものはなかなか適正な価格、金額またはその契約の内容についても何が必要で、何が必要でないかというものが、我々職員についてはなかなかわからない部分が、今までありました。そういうところで、多くの場合は業者の見積もりどおり契約してしまいがちでしたけれども、その機能の必要性なども含めまして、価格交渉について妥協のない精査を行うようにしております。

続きまして、2点目といたしましては、職員の定員管理の適正化をさらに推進したということです。例を挙げますと、平成20年度から25年度の6年間では3人の職員の減ということでしたけれども、26年度、27年度の当初までの2年間では8人の減となっております。

また、これに絡みまして町長車は毎日運転することはありませんので、このドライバーを臨時の職員としたということです。

それから、町長と職員の意思疎通というのが特に必要なことですので、年度当初、可能な限り各課ごとに町長との懇談を実施するということです。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 常日ごろ町長が言っていることが、今実現しているのかなとは思いますが、この後もいろいろあるかとは思いますが、今の取り組みに対しては敬意を表して、これからも進めていってほしいと思います。今までの経過ですから、それでよろしいんですけれども、次に今後の取り組みについてお伺いいたします。

これからの取り組みですから、町長の思いもありますし、職員の思いもありますから、これから話し合いをして、今まで話し合いをしていて、これから実行していこうというこ

ともあるかと思しますので、そういう点を含めてお答えをよろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） お答えします。

行政改革と言いますのは、これまでは各自治体で行政改革大綱というものを策定いたしました、その大綱の中には事細かく、その自治体のやるべきこと、職員がやるべきことを記載してあったものですが、今では行政改革は行って当たり前、やるものだという意識に変わってきておりまして、細かいことは記載をしないで、大きな柱を二つ、三つと掲げまして、それに対して職員が自主的に、積極的に取り組むという姿勢に変わってきております。

現在の新行政改革大綱の中には大きな柱が二つありまして、一つ目は自主的、持続的な財政基盤の確立、もう1点目は時代に即応した組織体制と人材の育成という大きな柱を2点しか決めてありません。それで、年度末に各課でそれぞれどのような改革を行ってきたのかという実績を上げてもらいまして、その報告会をこれからしようと、今考えております。

大綱の中身ですが、社会情勢の変化とかいろいろありますので、それは随時必要なときに見直しを行っていくというところで、今進んでおります。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） これからのことという中で、私自身の思いもちょっと話をさせていただきます。

このことは、前の町長のときにも質問したんですが、区長制度についてです。

行政の一番末端の人たちにいろいろなことをお願いして、区長を通していろいろなものを町のほうに上げてもらうとか、一番の役割は文書配布ですか、町民からの意見を吸い上げる立場の区長の役割、その2点かなとは思っているんですが、今までどおり何十年とこの制度を通してやってきたわけですが、前の話のときには、行政の区長というのは70人以上、河内町の場合にはいるということで、ほかの地区を見ると、大きさもありますけれども、前に話したことがあるんですけども、旧東町は20の区に分けてやっているということでした。それが今はどうだかわかりませんが、そんな感じで、前に質問したときにもその感じでやったんですが、祭りがどうだこうだということでそのままになってしまっていたんですけども、やはりいろいろなことを根本的に考えるという、今の町長の考え方から言うと、もう一度考え直して、必要か必要でないか、区長制度が必要ではないとは言っていないけれども、考えるときに来ているんじゃないかと思えます。

納税組合にしても、これも長年言いましたよね。経費のこととかプラス・マイナスいろいろ考えながらやってきて、それで今はコンビニとかでも収納できるような形になってきました。

この区長制度においても、区長の皆さんもいちいち月に2回の配り物を配って、それも

また大変なことで、それに対しての手当は出ておりますが、手当云々のことじゃなくて、この制度について根本的に考え直して、考え直すというよりも、考えるべきじゃないかと思います。これについて今急に振られて、前にもこの話は、今の課長の皆さんは誰も知っていると思いますけれども、それについて今後どうしようか、私の提案に対してどう答えるかということで答えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） お答えします。

今、青野議員が言われましたように、旧東町の時代は行政区が20と、河内町の場合は現在72の行政区がありまして、一番戸数の多いのは上金江津の250戸、一番少ないのは三ツ家地区と言いまして、8戸しかありません。かなりの差がありますので、こういうところを見ますと、行政区の再編という話が出るのはごもっともなことだとは思いますが。

しかし、以前にもこういうことでは話がありましたように、行政区というのは自主組織でありまして、加えてそれぞれの区にはその成り立ちとか歴史、昔からの習わし事や決まり事、あるいは区で所有している財産といったものがいろいろあると思います。そのようなことがいろいろ絡んできますので、行政側から再編をもちかけるというのは、今の時点ではどうかなとは考えております。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 今の答弁は前のときと同じ答弁ですので、昔からの成り立ちと、今の河内町の行政というのは別問題だと思うのです。あくまでも、町からこういう行政とか、行政と言っても、これやっている仕事は文書を配るとか、そういうことが主になっていると思うのです。それを考えると、その文書を配るんだったら、これ郵便局で配ってもお金はかかりますよ、そんな形を取っても別に問題はないし、前にちょっと聞いたところでは、ボランティアがそういう組織をつくってやっているというところもあるとかという話をちらっと聞いたもので、ああなるほどなと思ったんです。

今、72の行政区がありまして、そこにお金が幾つかずつ定額1戸当たり幾ら、あと戸数で割り当てて幾らという形になっているかと思えますけれども、これも今の時代、納税組合がなくなったように、少しずつ考え方を変えて行くものではないかと。変えていくべきとか、どういうふうにしたらいいか考えるべきじゃないか、もう一度問題意識を持って変えていくべきことではないかと思えますが、これについてももう一度答弁をよろしく。

最後に町長に聞きますので、よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） お答えします。

区長の役割ということだけに限定すれば、青野議員おっしゃっていましたように、再編という形も可能だと思いますけれども、区長の役割だけでなく、その区の先ほど申しましたように、いろいろな事情がありますので、現在のところは、先ほどと同じ答えになり

ますけれども、行政側からはどうかなということです。

それと、区長手当ですけれども、72人、副区長を置いてある区が11区ありまして、区長手当は平均割で年額1万2,500円、戸数割といたしまして1戸当たり2,200円、副区長手当は平均割で年額5,200円に戸数割で1戸当たり1,100円となっております。

例えば区長手当そのものをなくすのは難しいといたしましても、均等割だけをなくすとすると、これは90万円の削減になります。副区長手当の均等割も含めると96万円ほどの削減になります。また、区長手当だけを残して、副区長手当そのものを廃止するということになると137万円ほどの削減と、削減額からすると年間当たりかなりの大きな額にはなりません。

ちなみに、近隣市町村の状況を見てみますと、どちらかという均等割のほうが高く、戸数割は低く抑えてある傾向にあるようです。例を申しますと、例えば利根町だと区長の平均割が約4万円、均等割は500円です。稲敷市は区長の平均割は8万円、戸数割が1,600円。同じく河内町に比べて平均割は高く戸数割は低く設定しているという傾向にあるようです。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 金額の問題はそういう感じで削減できるかもしれませんが、区長の役割というか、先ほど行政区の区長の役割と、その地区の役割って別々にあるということですので、その別々の、もとの区の昔からやっている、それはそれでいいんですよ。ただ、町のほうからの行政のお願い事をするためには、そんな小さな区割りでなくてもいいのかなと思っております。

これは消防団にしても、分団の考え方にしても、だんだんと大きくなってきておりますし、区長だけが72人もいるというのは、河内町でちょっと異常という言い方はおかしいんですが、考えるべきじゃないかと。

どういうふうになるかは、これからまたいろいろあるでしょうけれども、これからそれを問題提起いたしますので、考えていただいてやっていければなと思いますけれども、これについて最後にとったんですが、これはこれでよろしいです。

そんな感じで、これからそういう形でいろいろな形をとって考えていくという答弁をいただければと思うのですが、どうでしょうか、もう一度お願いいたします。

○議長（篠田英一君） 石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） 区長会という制度がありますので、区長会の総会が年に数回実施しておりますので、そのときに、一般質問の中でこういう話が出ましたけれども、区長の皆さんはどう考えていますかと、まずは問題提起をしてみたいと思います。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） これは区長だけの問題ではないですので、その中でそういう提案はいいんですけれども、そのほかにいろいろな会議があるでしょう、その中でそういう話

し合いをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、これは職員の皆さんにはちょっと頭の痛いことかと思えますけれども、私は前々から思っていたんですが、河内町の駐車場ですか、職員の皆さんはみんな車で来ますよね。中には歩いてくる方もいるかわからないですが、あと自転車などもあるかと思うのですが、ほかの市町村を見ますと、民間の企業もそうなんですが、交通費はどこも出ていますけれども、駐車場代という形でみんなそれぞれ払っているところもあるし、会社が持っているところもあるし、自治体が持っているところもあるし、個人で払っているところもあると思います。

この点について河内町としても、今までは停めるところがないから土地を借りて、ほかの建物も建っていますけれども、そこに停めているという感じで今までやっておりましたが、根本からいろいろなことを考えていこうという考え方からいけば、この問題は小さな問題かもしれませんが、職員の自主的な考え方というか、今まではこうだったんですけれども、これからはこういう考え方で、ほかでこういうことをやっているからどうだこうだということ、そういう会議の場を持ちまして、どう取り組んでいくかということ提案したいんですが、このことについて一言答弁をよろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） お答えします。

職員から駐車場料金を徴収するということは、財源の確保という行財政改革の点からすると一つの大きな解決方法というか、改革だと思います。

ちなみに、郡内と隣接する市町村の状況を調べてみました。徴収しているところですが、まず龍ヶ崎市、これは月に1人当たり1,500円です。利根町が600円、美浦村が500円、これは土地の評価額から、車1台当たりの面積を割り出した金額だそうです。

徴収していないところが稲敷市と阿見町ということになっております。

これまでも、当町におきましても、この駐車料金の徴収については検討したことがあったようです。今後どうするかということですが、一つの考え方といたしまして、本庁舎と中央公民館の敷地、駐車場の一部を借り上げております。その借り上げ料金は年間113万円ほどとなっております。町の本庁舎初め、公共施設に勤務している臨時、嘱託の職員を初め学校の先生方、社会福祉協議会の職員など合計しますと約240人ほどになります。この年間の賃借料をこの240人で割り返すと約4,700円、1カ月当たりに換算しますと400円になります。こういう考え方もありますので、今後、駐車料金の問題について、その徴収する範囲を含めまして、どうするのかを庁議等で検討してまいりたいと思います。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 今話を聞いて、決まるとか、こうなるということではなくて、これから会議などを開いて、どういう取り組みをするかやっていくということですので、よろしく願いいたします。

それから、3番目の改革を、今私が提案したことも改革の一部なんですけれども、取り上げるにはどのような前段階の過程を経て今までやってきているかということで、具体的に言うと、町長の考え、課長会議、あと有識者会議とか各審議会とか、あと町民から区長を通しての意見とか、町民各自が話を町のほうに持ってきて、それを取り上げて具体的にしてくということなんでしょうけれども、これからもそうなんです、どういう意識改革というか、過程において、実際問題今まで大きな問題を取り上げていったかという、その過程をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） お答えいたします。

今現在の新行政改革大綱は、26年度までの第3次行政改革大綱を推進する形で引き継いでおります。その第3次行政改革大綱を策定した過程をお話いたしますと、まず、各課長を行政改革推進本部の本部長といたしまして、その下に各課の課長補佐等を幹事といたしまして、議論、討論をしましてまいりました。それをある形に整えまして、その整えたものを行政改革推進委員、当時は15名おりましたけれども、その推進委員の皆さんに諮りまして、第3次行政改革大綱を策定したという過程でございます。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 今話を聞きますと、推進会議の中でやっていたという話なんですけれども、私が聞きたいのは、その前の過程なんです。今の中には町長の考え方とか、そういうのは入っていないですよ。あと部課長の職員の考えを取り入れたという形式的な話になっておりますけれども、何次、何次とかありますけれども、結局お仕着せのものの中での考え方の中で、そういう大綱ができている感じがいたします。もっと具体的に、こういうことは、こういうところから税金が出て、こういう感じになって、こうなったんですよという、そういう過程ですか、これはなかなか説明はつかないと思いますけれども、そういう話を聞きたかったかなとは思っています。

これからいろいろな形で、そういう一般の方からのとかいろいろな話が出てくるかと思っておりますけれども、それはどこから出てきたという話でなくて、その会議の中で最終的には出てきたということで決まっていくんではしょうけれども、それはそれでいいです、そういう話でなかなか私の思いも伝わりませんし、執行部の話も、私もピンと来ないんですけれども、その中で、一番目は職員の課長方でなくて、一般職員のことなんですけれども、その方々からの意見も課長を通して吸い上げて、その会議の中で反映させているということで、新町長になってからは、職員と面談をしながらやっているということでしたが、職員の改革意識と言うんですか、こういうものは進んでいるのかどうか。

課長はここに10人くらいいますけれども、その下に部下が何人かずついますけれども、職員の方々から実質的にどういう話が出ているのか、それを課長がどう吸い上げてやっていくか、具体的な話があったかという、なかなか今のところはないかとは思いますが



も、これからは、町長が前から言っていますように、そういう一人一人の意識改革が一番大事だと言っていますよね。ですから、これからは一職員の方々が、私はこう思っている、だからこういうことをしたいということで、その一つ一つは職員が持っている思いですから、それを達成させるために課長、町長はアドバイスしながらやっていけば、河内町自体がだんだんとよくなって、町民もああよくやっているなど思うわけです。その点、抽象的な話で申しわけないんですけども、そういう意識改革を持ってやっていくのが一番大事だなどと思います。

ですので、これは課長というより、町長に直接話をして意見を聞いたほうがいいかなとは思いますが、一応課長にも、そういう意識を持ってやっていただきたいということで、今ずっと答弁している課長に申しわけないんですけども、代表して一言お願いしたいと思います。

○議長（篠田英一君） 石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） お答えいたします。

職員の意識改革というのが一番の重要なところになってくると思います。これまでは、今までの行政改革大綱で定めたことを毎年度、各課ごとにまとめて報告してもらいました。報告してそれで終わりでした。

今後は報告してもらったのを、そこで終わりではなくて、会議を開いて報告したことを順番に、その課ごとに発表してもらいまして、そこで討論するという形に変えていきたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） ありがとうございます。

これからそうしたいということで、よろしく願いいたします。

それで、やはりこれは文書で残しておくべきですよ。こういう意見が出たということ、それに対してどう改革をしていったかという、一人一人の、職員個人個人の、そうしますと、その結果が目に見えますし、これがよく査定とかという話は聞きますけれども、その一つの参考にはなるかと思えます。ですので、よろしく願いいたします。

最後に、私は今までいろいろな意見を述べてまいりましたけれども、町長としての思いというか、また今まで足りなかった点がありましたら、つけ加えてお話をしていただきたいと思えます。それによって私自身の今回の一般質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 先ほどの話があった区長の件ですか、まずそこですけども、石山秘書広聴課長から答弁があった財産とかしきたりというのは、その地区でありますけれども、行政上のものというのは、また異にして考えられるのかと、今、実は考えていまして、そのあたりはよく内部で調整して、区長会のほうに投げかけてみてもいいのかなと実

は思いました。

それと、職員の意識改革ですけれども、実は先ほども秘書広聴課長のほうからありましたように、私、就任してから昨年と今年と、集団なんですけれども、面接を行って、その成果というか、現実的に実は今町の中で公共施設の整備基金というのがございまして、そこを全て出させてもらう。これには実は私一人ではできなくて、課長初め職員の人、みんなで力を合わせて経費削減をしていただいたものが、ああいう形で実は積み上がったんですね。ですから、これは本当に大きな成果かなと実は思っております。

本当にここまでやるには、各担当の課長が担当に話をして、いかにいいものを安く購入できるか、整備できるかということを実際に考えた結果があらわれたものだと実は思っております。そういう意味では、町の税金を自分の財布から出すような気持ちでやってくれたと思うのです。人の財布、自分の金でないとすると電気、水道、水流し放題になっちゃいます。それを各役場の職員が真剣に考えていただいたものが、こういう形になっていると私は本当に思っています、感謝している次第であります。

そういう中で、職員意識改革を今後とも高い意識に持っていくような意識を高揚させながら、本当に私1期4年で14人の人を削減すると実は宣言しているものですから、現場からいろいろな話があって、困っているという話もあるんですけれども、それは協力し合ってやっていただきたいと実はお話をしています。

家の中でもそうですよね。忙しい、困っているときは家の中でお互いに協力し合って仕事してしますよね。それが、この河内町の中でも必要だと思っています。ですから、少なくとも協力し合うということが、いかに大きな力を生むかということだと思うのです。

町はほかから比べて、人口は茨城県の中で後ろから数えて2番目ですよ、財政規模は一番下です。でも、そういうことは全然、逆に私は小さい町だからこそできることが非常に多くあると思っています。それにはみんなで力をあわせるんですよ。そうすれば1人で二人前、三人前の力が出せれば、人口2倍、3倍と同じなんです。そういう考え方で、実は職員の方にもお願いして、人数は減りますよと、でもサービスの低下はならないように、町民に対するサービスは落とさないようにということで、みんなで協力してやろうということで現実やっております。

絶えず、人ごとではなく、本当に自分の町の自分の家族で、自分の仲間なんだという、そういう意識というのは私は大切だと思います。そういう意味では少しずつですけれども、職員の意識改革のほうも進んでいるのではないかと感じておまして、ただ、先ほど青野議員がおっしゃいましたように、これで終わりじゃないんですね。きょうよりもあす、あすよりもあさってがよくなるようにみんなで考えていかなければ、せっかくこの世に我々、皆さん生を受けたわけですから、いい仕事をするための町の職員であるし、いい仕事を一緒になって真剣に考えていただくのが議員の役目だと思いますので、そのあたりを、人生長いようで短いです。一緒に仕事ができるのが幸せなときですから、ぜひとも議員と力

をあわせていいまちづくりに一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

答弁にはなりませんでしたがけれども、そういう気持ちでおります。よろしくお願ひします。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 今、声を大にして言いたいのは、一般の職員の声を大切に吸い上げるような形をとってもらってやっていくのが組織運営のかなめかなと思っておりますので、課長よりも一般職員の意見を取り入れるような、課長より一般職員のをもっと取り入れてもらって、それを反映させるような運営をできればいいのかなと思っておりますので、よろしく、その点を十分に考慮していただきませんか、一般職員の方の方々に、そういうことでよろしくお願ひします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 青野議員のおっしゃることは十分わかって、ですからそういうふうに積み上がったということは、一般の職員も実は思いが伝わった結果だと思っておりますので、あとはおっしゃったように、もっとそれ以外にもいろいろな意見を吸い上げられるような組織づくりというか、そういう形に持っていくようにしますので、ありがとうございます。

○議長（篠田英一君） 次に、服部 隆君、登壇願ひします。

〔3番服部 隆君登壇〕

○3番（服部 隆君） 3番服部 隆でございます。

師走に入り何かと気ぜわしい月になりました。皆様におかれましては、健康管理には十分留意してよい年を迎えることをご祈念申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

成田国際空港株式会社、通称N A Aから河内町に支払われている離発着特例分配金について質問させていただきます。

詳しい内容につきましては、自席にて質問させていただきます。

○議長（篠田英一君） 3番服部 隆君。

○3番（服部 隆君） それでは、離発着特例分配金について、担当課長にお伺ひいたします。

1978年5月の開港以来、航空機が午前6時から午後11時まで離発着しております。その際、発生する騒音は、地上の騒音源に比べて桁違いに音源パワーが大きいのが特徴であります。特に夜間や雨天時の飛行には航空機の騒音は一段と大きく聞こえ、飛行経路の直下に住む人々の睡眠の妨げやストレスになっています。

そこで、何らかの事情で午後6時から午後11時まで以外に離発着する航空機があります。これらの航空機について、航空会社からN A Aへ罰則金が支払われていて、関係する市町

村に騒音対策費とは別枠で分配されているものがあります。

河内町においても、26年度は246万円余り交付されていますが、どのように使われているか、担当課長にお伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 服部議員の質問にお答えします。

成田国際空港、通称N A Aでございますけれども、従来23時から翌朝6時までの時間帯は原則として離着陸を制限しております。ただし、成田空港自体の周辺における台風とか、あと大雪等の悪天候の場合や、航空機の安全や乗客の生命にかかわる場合など、緊急またはやむを得ない場合に限定し緊急事態として離着陸を認めています。それが、平成25年3月31日からですけれども、成田国際空港ばかりでなく、出発地空港での悪天候、あと緊急やむを得ない場合とか、空港会社の努力では対応できないやむを得ない場合に限り、23時台、23時から24時までですけれども、この時間帯に離着陸を認める離着陸時間制限カーフューの弾力的運用が、25年3月31日から始まりました。

このカーフュー内運航の場合、航空会社は着陸料と同額をペナルティーとして上乗せしてN A Aに支払い、騒音区域で一種区域がある地域、これは6市町ですけれども、成田市、芝山町、横芝光町、山武市、多古町、茨城県の河内町、この6市町に均等分配されているのが、服部議員のおっしゃる離着陸特例分配金であります。

この特例分配金の使途としましては、航空騒音対策、空港周辺の振興に資する事業ということになっておりますので、当町としては騒音対策費の中の事業委託料として成田空港周辺地域共生財団に対する、町で実施しております民家防音工事の審査等における委託料の一部に充当をしております。そのように今は使われております。

○議長（篠田英一君） 3番服部 隆君。

○3番（服部 隆君） ありがとうございます。

それでは、その交付金は防音工事審査委託料の一部として使用しているということですが、しかしながら騒音地区に迷惑料として優先的に支払われなければならないと思いますが、町長はどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今のカーフューの件ですけれども、現在は担当課長から説明があったように使われているということですが、基本的に、ちょうど私の家の上を飛行機が通っているんでしょうか、やはり夜中11時過ぎとか、そういう場合は本当にたまにびっくりするときはあるんですね。ですから、これというのは、何かもう少し実際に被害を、騒音の影響を受けている地域に回せないかなと、実は考えているんですけれども、ただこれは検討していかなければいけないことだと思いますけれども、ですからはっきりはこうしたいと言えないんですけれども、そのあたりを状況をもう少し把握して、騒音の地区があってこの交付金が出ているという、全体的に普通交付金、特別交付金も出ていますけれ

ども、ちょうど外周及び騒音区域から外は基本的に飛行機は通らないんですね。その地区の上を通過して初めてそれがかわりに出るということですから、そのあたりは十分に検討しなければならない部分かなと実は考えております。

○議長（篠田英一君） 3番服部 隆君。

○3番（服部 隆君） 次に、騒音対策費についてお伺いいたします。

騒音対策費としてN A Aから約1億4,000万円余りが町に交付されていますが、騒音区域内の民家の防音設備費や維持管理費に使われていると思います。その他の約8,000万円については一般財源に繰り入れられ、道路改修等に充てられていると思いますが、そこで町長にお伺いいたします。

N A Aからの交付金を騒音区域外の目的に使わずに、騒音区域の人々のために、さらに手厚く使っていただきたいと思います。現在、私の住む上金江津では、公会堂が老朽化して使用するのには大変危険な建物であることから、建てかえの準備をしております。建てかえの資金は大半が上金江津住民の寄附によるものであり、しかも、公会堂が建っている場所は騒音隣接地域であります。

今後、区住民の触れ合いの場として、さらには遊びの場、学びの場として建てかえる公会堂には、特段のご配慮をお願いしたいと考えております。どうお考えか、町長にお伺いしまして最後の質問とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 8,000万円の特別交付金のことですね。

これについては、おっしゃるように騒音地区の中で使うべきものと限定してしまうと動きがとれなくなるとい、今まで全体で使っていたと思うのです。ですから、私も実は先ほどの答弁があったように、本来騒音地区に、飛行機が通った、その下があってそういうお金が下りているんだらうと実は私も考えているんですけども、ところが現実的には入ってきたお金が、入ってくるにも積算のものを実は見たことがあるんですけども、今まではいろいろなところで使ったものがN A Aから出ていますけれども、その地区内だけでもし使えば、それが一番理想だと思っておりますけれども、現実的にはバランスよく考えなければいけないと思います。偏るんじゃないかと、バランスよく考えながら、しかも騒音地区の部分についても、もちろんウエートは重くしなければいけないと思っておりますけれども、河内町全体も含めて考えていくべきだと考えております。

公会堂の件につきましては、そういう中で今後また協議の場を設けさせていただいて対応させていただきたいと思っております。

○3番（服部 隆君） ありがとうございます。

○議長（篠田英一君） 次に、福智正之君、登壇願います。

〔9番福智正之君登壇〕

○9番（福智正之君） 9番福智でございます。

おはようございます。ことしも残り少なくなりましたが、町長初め執行部の方には毎日町のために頑張っていること、大変ご苦労さまです。ことしは小中一貫校の建設も決まり、工事も始まったようでございます。町長の念願であったこの工事ですので、町長も安心したことと思います。河内町にとって大きな工事でございますので、現場の打ち合わせをしっかりとっていただき、立派な校舎ができるようお願いいたします。

それでは、通告に従って一般質問をいたします。

詳細につきましては、自席より質問いたします。よろしくどうぞ。

○議長（篠田英一君） 9番福智正之君。

○9番（福智正之君） 初めに、今、河内中学校を初め、全校舎の償還というのはどのぐらい毎年払っているか、それを企画財務課長にお聞きします。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 福智議員の質問にお答えいたします。

27年度末現在の元金の残高でございますが、まず学校別に言いますと、中学校は金江津中学校で510万6,000円、河内中学校で3,500万3,000円、計で4,010万9,000円でございます。金江津小学校は8,174万9,000円、源清田小学校が1,196万1,000円、生板小学校が1億9,224万9,000円、小学校計で2億8,595万9,000円、合計で学校の現在の残高ですが3億2,606万8,000円でございます。

○議長（篠田英一君） 9番福智正之君。

○9番（福智正之君） 今、3億幾らと言ったのは、これは年間……（「残高でございます」と呼ぶ者あり）残高でしょう。2,800万円、これは今度の一貫校の支払いは5年据え置きだっけ、3年据え置きだっけ……（「3年据え置き」と呼ぶ者あり）3年据え置きで、一番最初に払い出しが幾らになるの。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 福智議員の質問にお答えいたします。

3年据え置きということでございますと、27年、28年借入れがございますので、31年の返金予定ですけれども、今現在の学校の借入れに対し、27年、28年度の今の現状の予定です。借入れをプラスしますと2億6,614万7,000円でございます。

○議長（篠田英一君） 9番福智正之君。

○9番（福智正之君） 町長にちょっとお聞きしたいんですが、この大きな金額をどういうふうな支払いというか、できますか、大変な金額です。それは、町長は迷惑かけないと言っているんだから大丈夫でしょうけれども、ちょっと聞いておいたほうがいいかなと思って。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 福智議員、自分のほうからまず金額をお答えしたいと思います。

うのですけれども、よろしいでしょうか。

○9番（福智正之君） はい、いいです。

○企画財務課長（藤井俊一君） まず今回、27年度に国庫補助金が当初、当町で見積もっていたのは大体5億3,000万円の補助金、それから、現在の確定になりますと約7億3,800万円、2億1,000万円弱が増額になっております。

それで現状で起債で8,600万円の減額、それで一般財源では1億3,500万円の減額、それで、昨年ですが6月12日、全員協議会で説明したときの借り入れの利子でございますが、利率が1.5%、今回0.5%で計算しております。ただ、今現状では大体政府系で0.3%となっておりますので、元利償還が始まる平成32年度以降では、前回の計算では学校教育関係の歳入歳出の不足額が2,500万円ございましたが、起債の減額により、この元利償還金が年間8,000万円から5,500万円に減額になったおかげで、この2,500万円を十分充当できると。去年の説明よりも、数値的にははっきり言って下がったということでございます。

○議長（篠田英一君） 9番福智正之君。

○9番（福智正之君） それは支払いの方は何とかなるということで大丈夫でしょうから、よろしくをお願いします。

今のこの話が、一貫校の話が出たときに町長は、今学校を借りたいという人がいるんだという話をしていましたよね。借りたいというか、使わせてもらいたいとか何とか、そういうふうに話していなかったですか。

○町長（雑賀正光君） 跡地利用のことだろう。

○9番（福智正之君） 跡地利用だよ。

だから、学校の支払いのほうはこれでいいんですよ。跡地利用についての話。

○町長（雑賀正光君） 私、答えていいの。

○9番（福智正之君） だって町長が最初言ったんでしょうよ、いいですよ。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長、お願いします。

○町長（雑賀正光君） 11月16日に地鎮祭が終わりましたので、今度は跡地利用についてしっかりと進めていくように、今始まっております。

というのは、また工事の始まる前に順番があるでしょうよ。そういうことで終わりましたので、そちらのほうに今かじを切っております、もし福智議員のほうでもいろいろな情報がありましたら教えていただければ助かります。

○議長（篠田英一君） 9番福智正之君。

○9番（福智正之君） そうすると、今、借りたいというような話が出てはいないんですか。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 解体……。

○9番（福智正之君） 借りたい。

○町長（雑賀正光君） 借りたいね、ですからそれは今いろいろ話をこれからしている最中でありますから。

○議長（篠田英一君） 9番福智正之君。

○9番（福智正之君） 今、町長は最初に出るときに、こういうような話がありますよということで聞いたから、俺は言っているわけであって、ただそれを使わせてくださいというところがなかった場合には、校舎を解体するようになると思うのです。そのときに企画財務課長にちょっと聞きたいんだけど、この解体する費用というのはどのぐらいかかるような感じなんですか。あれは平米幾らでやるの。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 私のほうでは、まだ解体ということは聞いておりませんので、その数字に関しては全然出しておりません。

○議長（篠田英一君） 9番福智正之君。

○9番（福智正之君） 校舎を建てて、既設の校舎をずっとそのままにしておくのか、これあと10年もすればみんな耐用年数になると、10年から15年ですか、そうすると解体するしかない。そういうときにはどんなふうな費用が幾らぐらいかかるか、そういうことを今聞きたかったんだけど、ちょっとやってくれる。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 基本的に校舎の解体は考えていないです。

というのは、もし解体をするのであれば、長竿小学校も解体していきやいけないでしょう。これは私の前の話です。私はあれを解体する費用があるのであれば、その費用をかけて有効に使おうというのが私の考え方です。ですから、解体するのは、国が解体するお金を出してくれるのであれば別ですよ、有効に使うにはどうしたらいいかということを考えないといけないと思うのです。

福智議員もいろいろな人とつながりがあって、いろいろな情報があるのであれば、そういうこともぜひともご協力いただければ、なるべく解体しないでいかに有効に使うかというのがこれから各自治体の知恵比べの時代ですから、そういう意味で解体をしないでいかに使うかということで、今、必死に作戦を考えているところであります。

○議長（篠田英一君） 9番福智正之君。

○9番（福智正之君） それと、この議案書のことですけれども、私のあれではちょっとわからないけれども、今、体育館のほうは全部補正予算をとっているけれども、こういうのも、あと何年でもないのにやる必要があるんですか。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、実は体育館の天井が落ちるとい事故が起きています。これはつくり方が、躯体と天井が別に動くらしいんですよ。実際には子供たちが使っています。ほかの地区では1カ所を直すのに5,000万円かかっています。私は、5,000万円というのは



余りにも高過ぎると思って、実はどうしたら安くできるかということで考えたのが今回の計画で、天井と躯体から柱をここまで出して、そこに全面網をかぶせるんですよ。そういうことをやることによって3分の1で済みます。でもこれをやらないと、もし起きたときに誰が責任をとるんだという話なんです。ですから、これは1カ所5,000万円で3カ所で1億5,000万円でしょう、これを3分の1にするというのは、実は一生懸命考えた末なんです。やはりそこは知恵を出し合って、いかに安全で、しかも効率よくできるかということで、今回上げさせてもらったわけでありまして、やらないわけにいかないということで、一つご理解をいただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 9番福智正之君。

○9番（福智正之君） わかりました。

体育館だから、これ壊すわけじゃないしあれだから、いい予算をとっていただいて、いい校舎をつくって、体育館をよく直してやってください。

俺の一般質問を終わります。

○議長（篠田英一君） 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

---

午前11時40分開議

○議長（篠田英一君） 再開いたします。

ただいまの出席議員は10名となりました。

---

○議長（篠田英一君） 日程2、議案第1号 河内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

1番雑賀 茂君。

○1番（雑賀 茂君） 今回の個人ナンバー制度ですか、これについてはいろいろ話題を投じておられると思いますが、河内町にとって、この必要性というのはどこに感じておられるのか、その辺をまず第1点、お伺いしたいと思います。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 雑賀議員からの質問で、マイナンバー制の個人カード、町としての必要性と。

本人に通知カードが送付されて、ちょっと正確な人数は把握していないんですけれども、個人カードを受け取るということで申請なさっている方もいらっしゃいます。ただ、現在のところ町で独自のサービスとかは考えてはおりません。あくまでもマイナンバー制度は

国が始める制度なんですけれども、来年28年1月から報酬の源泉の支払調書の作成とか、雇用保険の資格取得とか、あと、保険関係で手続するときマイナンバーを書いてということはありますけれども、町として具体的にとなると、そういうことなのかなというのが正直な感想です。

ただ、これは町として当然そうだからというわけにはいきませんので、町としても職員の勉強会をやったり、情報セキュリティーはどうするのか、あと先月ですけれども、国は当初10月から各世帯に通知カードを送るということでしたが若干おくれましたけれども、町としては11月中ですけれども、土曜、日曜日にこのマイナンバー制度についての相談とか、もしくは申請とか、そういう受け付けとか、ただいま郵便局が各家庭に通知をしましたがけれども、返送になっている部分もあります。そういうものを1週間郵便局では保管したものを、今度は役場のほうに来ていますけれども、そのままにしておけないので、大きな自治体では枚数があり過ぎてそのままの保管という形にならざるを得ないと思うのですけれども、町としては各家庭に特定記録ということで通知を送って、再度、引き取りに来てくださいとか、そういう作業もしております。

ですから、町としての必要性となると、正直に申し上げますと、そのような状況ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 1番雑賀 茂君。

○1番（雑賀 茂君） 今のお答えで大体わかりましたけれども、具体的に第3条で町の責務ということで、個人番号の利用に関し適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるんだと、これが第1点。第2点は、民主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を講じるんだと。こういうふう具体的に明文化されております。

これについて、これは課長が申し上げたように、28年から始まるわけですけれども、どのように考えているか、再度ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○議長（篠田英一君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） それでは雑賀議員の質問にお答えします。

本条例の3条につきましては、特定個人情報保護ガイドラインというものがありませんでした。それが国の外郭団体であります特定個人情報保護委員会というところで審査を受けないと、この個人情報のやり取りができないということで、その審査を受けまして、今回マル福の事業につきましてはこの条例をつくるものであります。

町につきましては、適正な個人番号の利用に努めてまいります。

○議長（篠田英一君） そのほかにありませんか。

7番星野初英君。

○7番（星野初英君） すみません、先ほど役場のほうに戻ってきた個人番号の保管してあるのを取りに行くということで、私、きのうでしたか、これを取りに行くのに土日でないといけない、自分もぐあい悪いし、入院していて、行かれなくてという方がいたん

ですね。

ですから、土日にも受け取れるような、宿直の方たちというか、日直の方たちもちゃんと対応できるような、そういった形にしていただければいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 受け付けとか、当初は11月に行っていたんですけれども、再度発送の場合ですけれども、その方に平日という形をお願いしております。

なぜかと申しますと、どうしてもナンバーなので、うちの方で金庫に保管していますので、それを出しますので、ちょっとそこまでは考えていない。

ただ電話連絡とかあって行けないので、どうしてもこういう形で行きますとか、そういうことがあれば、それはわかっていますので、そういう方については日直の方に、こういう方が来ますので、こういう書類を持ってきますので、これを渡してあげてくださいとか、そういう形で今対応は考えております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） わかりました。前もってお電話入れれば大丈夫ということですね。よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程3、議案第2号 河内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程4、議案第3号 河内町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程5、議案第4号 河内町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程6、議案第5号 河内町税条例等の一部を改正する条例を議

題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 河内町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程7、議案第6号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

1番雑賀 茂君。

○1番（雑賀 茂君） 補正予算書11ページないし12ページ、先ほど先輩議員のほうからも若干一般質問で質問があったと思うのですが、金江津小学校、河内中学校及び金江津中学校の屋内運動場天井落下防止工事についての質問でございます。

廃校が決まっておる3校についてでございますが、今回、国税、町税、地方税含めて約7,000万円の税金を投入して工事を行うわけでございますが、住民感情からすると、なかなか理解しにくい面も多々あるかと思えます。その辺についてどのようにお考えだったのか、教育長でも町長でもよろしいんですけども、ご答弁願いたいと思えます。

○議長（篠田英一君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） まず、この屋内運動場ですけれども、平成23年の3月に東日本大震災におきまして、大規模空間を有する建築物の天井が落下した事案が多数発生しました。それがいわゆる吊り天井落下事故ということでございます。それを踏まえまして建築基準法施行令の改正がなされ、平成26年4月に施行されているところでございます。

屋内運動場につきましては、子供たちが集い、生活する場であるとともに、災害時は地域住民を受け入れする避難生活の重要な役割も果たす施設となります。そういったところから避難所として指定するところもありますので、吊り天井の落下防止の対策は必要だと考えております。

○議長（篠田英一君） 1番雑賀 茂君。

○1番（雑賀 茂君） 避難所等について今後活用したいと、そういうことでございます

けれども、金江津小学校、金江津中学校、河内中学校の3校をやるわけですね。これについて、もっとまとめた形でできないのかということです。3校でなくて、金江津小学校、中学校だとすればどれか1校にできないのかどうか。あと、その危険性というのをいつ認識したのか。とともに、誰がどのような調査をして、結果このような危険性が認識されたのか、その辺の過程についてご答弁願いたいと思います。

○議長（篠田英一君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） お答えいたします。

この屋内運動場は、先ほど言いましたように、3校とか5校とかではなく、とにかく町の学校施設、屋内運動場は避難所として指定していますので、まとめるとか、まとめないかではなく、現にある施設は避難所でもありますので対策をしたいということでもあります。

それと、今回の対象となる施設、吊り天井を直さなければいけないということですが、これは天井までの高さが6メートル以上を超え、また、水平投影面積、真上から見たときの面積ですか、屋根ですので、平らではないんですね。上から見た平らな面積200平米を超える施設は対象となっているということです。落下防止の強化が必要であるという指導がありましたので、整備するものでございます。

文科省から、学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について、技術基準及び手引を踏まえ落下防止対策の周知がされているところでございます。

○1番（雑賀 茂君） ということは、国の指導があったからやった……。

○議長（篠田英一君） 指名されてからお願いします。

1番雑賀 茂君。

○1番（雑賀 茂君） では改めて。

これは国の指導があったということでございますけれども、そうすると、国の指導があれば、そういった調査をしないでそういった工事もやるということでございますか。

○議長（篠田英一君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） 設計業者を加えまして目視調査をしてございます。

○議長（篠田英一君） 1番雑賀 茂君。

○1番（雑賀 茂君） 目視調査、どのような目視調査か、私ちょっと理解できないんですけれども、目視調査というのは、町長わかりますか、目視調査。

目視調査というのが出たので、目視調査というのはどのような。

○議長（篠田英一君） 雑賀 茂君に申し上げます。質問は3回までにまとめてください。

それ以上になったときには許可を、4回目ですけれども、お願いします。

雑賀 茂君。

○1番（雑賀 茂君） これで最後ということになりますね。これで答えてしまうと質問できないということですか。

○議長（篠田英一君） もう1回まとめてください。

○1番(雑賀 茂君) 目視はわかりましたので、もう1回だけお伺いをしたいんですが、国庫補助事業でございますから、そうすると2年先に廃校になると、そういうことも決定しておりますが、そうなった場合について、中学校が国県支出金1,439万8,000円、小学校が600万円、合計で3,700万円、これについて返還金などは生じないんですか。

廃校になりますね、この間の条例で廃校と決まりましたね、ということは、これ返還金とかは発生しないんですか。

○議長(篠田英一君) 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(萩原治夫君) 補助金もちろんもらっていますので、目的外に使用する場合には、返還ではなくて、財産処分の承認が必要となり、基金の積み立て、その補助金に係る、計算式はちょっとわからないんですけれども、算定方法があります。教育財産であるので今後また新たな施設を整備するための基金積み立てが必要となるものです。返還はございません。

○1番(雑賀 茂君) もう質問はできないんですか。

○議長(篠田英一君) 許可をもらってください。

1番雑賀 茂君。

○1番(雑賀 茂君) その基金というのが、私、理解しにくいんですけれども、基金ってどういった基金になりますか。

○議長(篠田英一君) 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(萩原治夫君) 今回の体育館は教育財産なので、教育財産として今後また新たに整備するための基金積み立てが必要となるものです。

○議長(篠田英一君) 1番雑賀 茂君。

○1番(雑賀 茂君) そうすると、現在の基金条例というのがありますよね、何点か基金というのを設けていると思うんですけれども、新たにまた基金をつくるということですか。

○議長(篠田英一君) 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(萩原治夫君) 新たな基金と申しますか、教育財産にかかわる今後整備するための基金と捉えていますけれども。

○議長(篠田英一君) 1番雑賀 茂君、内容をまとめて、一問一答になってしまうので、お願いします。

○1番(雑賀 茂君) そうすると、この基金条例というのは、普通は基金というのは条例で決めて、それでその中で積み立てると、まず条例化するというのが原則だと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えになっていますか。それをちょっと。

これで最後にしますから。

○議長(篠田英一君) 藤井企画財務課長。

○企画財務課長(藤井俊一君) 雑賀議員の質問にお答えいたします。

基金というものは、この補助金をもらって収入をするので、教育財産でなくなった場合ですね、例えば貸し付けとかする場合は、その補助金は、それに関連する部分の耐用年数を超えた補助金は基金として新たに積み立てて、今度学校施設などをするときのための財源にきなさいということで、自分は理解しているんですけども。

○議長（篠田英一君） よろしいですか。

そのほかにありますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程8、議案第7号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程9、議案第8号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。



討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程10、請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る11月27日、所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

廣瀬教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長廣瀬 裕君登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（廣瀬 裕君） 教育厚生常任委員会審査報告。

去る11月27日に開会されました平成27年第4回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である星野初英議員より、今回の請願についてご説明をいただきました。

最近の青少年に係る犯罪は、年々凶悪化及び低年齢化している。要因としては、親子、家庭でのコミュニケーション不足、人格形成の場となっていない地域社会の環境、そしてインターネット・携帯電話の普及による有害情報等が上げられる。健全な子供たちは健全な家庭から育成されるという原点に立ち、早急に国において法整備が必要であるとの意見が出されました。

採決に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、委員会報告といたします。

平成27年12月4日、教育厚生常任委員会委員長廣瀬 裕。

○議長（篠田英一君） ご苦勞さまでした。

以上で委員長の報告は終わりました。

請願第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程11、委員会提出議案第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出案件の説明については、会議規則第39条第2項の規定によりこれを省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明につきましては、省略することに決しました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程12、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のと

おり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程13、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の事務調査について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成27年第4回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後零時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員